

平成 29 年度 事 業 計 画 書

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日)

昨年 4 月発生 of 熊本地震に次いで、8 月から 9 月にかけて本道を襲った連続台風による記録的豪雨は農林水産業へ甚大な被害を及ぼしたほか、各地での道路・鉄道網の寸断は回復傾向にあるものの輸送経費を上昇させ、住民の消費生活と地域産業に大きな影響を与えております。今後も異常気象など自然災害に対する消費者意識の高揚とともに、自然環境に新たな影響を及ぼす事象の情報収集と発信に努める必要があります。

また、住民生活に大きな影響を及ぼす TPP 問題も 1 月に就任したアメリカ新大統領の離脱表明を受け、同協定の発効が事実上不可能となりました。

情勢として、今後 2 国間交渉も想定されることから、食の安全・安心や地産地消など、地域の暮らしを守る協会としては貿易交渉の動向を注視しながら関係機関と一体となった対応が求められております。

一方、昨年 4 月の電力小売り自由化に引き続き、今年 4 月からはガスの小売り自由化も開始となります。事業者からの多種多様にわたるサービスの提案は消費者にとって多くの選択肢を持つ利点がある一方、安易な判断は消費者トラブルに繋がることも想定されるため、契約に対する消費者の責任も一層増すことを認識する必要があります。

また、依然として高齢者などを狙った悪質商法、特殊詐欺や通信販売トラブルなど、日々の暮らしを脅かす事象が多発している状況にあり、引き続き、被害の未然防止に向けた啓発や相談業務の一層の充実が求められております。

こうした中、足元に目を向けると、当協会の活動もまた会員の高齢化とともに会員数の減少が続き、事業の収支見通しが厳しい状況に直面しておりましたことから、昨年 6 月、協会内に「活性化検討委員会」を設置し、今後の活動のあり方をはじめ、収支バランスや会員拡大策等について検討がなされた結果、「活性化プラン」が示されたところであります。

「活性化プラン」開始初年度にあたる平成 29 年度としては、本プランの計画的な取組みにより、事業の効果と魅力化に努めるものであります。

このような状況を踏まえ、当協会は消費者基本法に則り、より賢い消費者づくりに向けて関係機関等と連携しながら、「食の安全・安心と地産地消の推進」、「消費者力と地域力の向上」、「環境保全への対応」、「魅力あふれる協会づくり」の 4 つの重点項目を柱に取組みを進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

1 食の安全・安心と地産地消の推進

- (1) 地元農畜産物の生産者や企業との連携を進め、食の安全・安心の意識醸成に努める。
- (2) 地産地消を推進するため、必要な調査とセミナーを実施するほか、地元農産物の加工研修会を開催する。
- (3) 地元有機農産物の推奨を行い、会員への情報提供を進める。
- (4) 協会の広報活動等を通して、十勝の食材を活用したレシピ等の情報発信に努める。
- (5) 食品の安全に係る検査を実施し、食の安全・安心に向けた取組みを進める。
- (6) 「食の安全基準」や「食品表示基準」に係わる情報の収集と発信に努める。

2 消費者力と地域力の向上

- (1) 出前講座・地域講座及びセミナー等を開催し、消費者力と地域力の向上を図る。
- (2) 若者から高齢者までの世代別消費者教育の充実を図るため、引き続き、小・中学校、高校、専門学校、短大・大学及び高齢者等向け講座を開催するほか、教員を対象とした講座を実施し、消費者教育を担う人材の育成に努める。
- (3) 消費生活相談員による相談体制の充実を図るとともに、研修など相談員の資質向上策を推進し、消費者被害の未然防止と被害救済に資する。
- (4) 消費生活上特に配慮を必要とする高齢者等に対する地域の見守りネットワークとの連携について検討を行うなど、関係機関・団体との連携・協議を進めながら高齢者等の消費者被害の未然防止を図る。
- (5) 消費者川柳の公募を引き続き実施し、消費者問題への意識の高揚と啓発に努める。
- (6) 燃料等の価格調査を実施し、価格の安定維持に向けて関係団体と連携して必要な要請活動を進める。
- (7) 高齢社会を賢く生きるために、当該社会に対応した介護・福祉・医療制度などの調査・研究を進める。

3 環境保全への対応

- (1) 「レジ袋等削減協定」に基づく削減状況を把握し、削減協定の取組みを促進する。
- (2) 行政・関係機関等と連携してごみ減量・省資源・省エネルギーの取組みを推進する。
- (3) 環境家計簿の推奨と啓発を行い、環境意識の醸成を図る。

- (4) 新たな環境影響事象（異常気象、PM2.5 など）に関する情報の収集と発信に努める。

4 魅力あふれる協会づくり

新たに自主制作した当協会のホームページや見直しされた機関紙等を活用し、会員への有益な情報の発信並びに会員向けの還元事業を企画・実施するほか、新規会員には入会特典を創設及び提供し、会員の拡大を図る。

また、協会内の新たな三部体制と班体制による事業の取組みにより、協会活動の理解の促進と魅力の向上に繋げる。

このほか、「活性化プラン」を計画的に推進するとともに、協会が所管する諸規定について総点検等を行い、協会事業の円滑化と魅力化に努める。

【 事業活動計画 】

1 企画部

- (1) 消費生活講座等を企画・開催し、消費者力と地域力の向上を図る。
- 「くらしのセミナー」を企画・開催
 - 消費者講座を企画・開催
 - ・ 町内会、各種団体等を対象とした消費者講座の開催
 - ・ 高齢者や障害者を対象とした講座をはじめ、義務教育課程の小・中学校や高校、専門学校、短大・大学での出前講座のほか、教員向け人材育成に係る消費者講座の推進
- (2) 動く講座の開催
- 食の安全、地産地消等に関連する施設等の訪問を実施する。
- (3) 地場産品料理講習会の開催
- 地場産品の消費拡大を図るため、協力企業等と連携して料理講習会を開催する(牛乳料理講習会等)。
- (4) 地域農産物等の加工研修会の開催
- 地産地消を図るため、味噌作りなど、加工研修会を開催する。
- (5) 会員拡大策の企画・検討
- 会員拡大に向けた施策の研究と実施の可能性を検討する。
- (6) 班活動の把握と支援
- 班長会議(班交流会等を含む。)を開催し、班活動の活性化を図る。

2 啓発部

- (1) 消費生活情報の収集と提供
- 広報活動

- ・ おびひろ消協だより「ささやき」
 - ※ 年8回発行し、会員に配付するとともに、コミュニティセンターなど市の公共施設に配付して情報の提供と協会活動の周知を図る。
- ・ 年間事業カレンダー
 - ※ 6月に作成し、会員に配付する。
- ・ 協会ホームページ情報の的確な更新管理に努める。
- ・ ソーシャルネットワークサービス(SNS)の効果的な活用に努める。

(2) 消費者意識の高揚と啓発

- 消費者月間啓発パネル展を実施する。
- 「消費者の日」に啓発リーフレット等を配付し、街頭啓発を実施する。
- 啓発小物、寸劇及びDVD等の作成について研究し、実施に努める。
- 協会ホームページやフェイスブック、報道機関等を活用して消費者被害予防の啓発活動を実施する。
- みんなの消費生活展、秋のリサイクルまつりや環境交流会に参加し、新聞紙エコバッグづくりをはじめ、啓発展示等を実施し、環境に関する啓発活動を進める。

3 調査部

(1) 消費生活の各種調査・研究

- ① 灯油・ガソリン等の価格調査を毎月実施し、(一社)北海道消費者協会などと連携して、市民への情報提供と価格の安定に向けた取組みを進める。
- ② 食の安全と地産地消の推進
 - ・ 十勝産農畜産物の生産現場や加工施設の訪問調査のほか、生産者や協賛企業との連携による取組みを進める。
 - ・ 試験研究機関の研究成果や地元農畜産物に関する調査を実施する。
 - ・ 十勝食材を活用したレシピを作成し、会員に配付するとともに、その意義を情報発信する。
 - ・ 有機農産物を推奨し、会員へ情報提供する。
 - ・ 原発事故、BSEやTPP問題等による「食」の安全基準等に係わる情報の収集と発信に努める。
- ③ 環境保全への対応
 - ・ 「レジ袋等削減に関する協定」に基づいた取組み状況の把握と削減効果の反映について調査を進める。
 - ・ ごみ減量・省資源・省エネルギーの運動を行政や関係機関・団体等と連携し、取組みを進める。
 - ・ 環境家計簿の推奨と啓発を行政機関と連携して進める。

- ・ 新たな環境影響事象（地球温暖化の影響ともされる集中豪雨や突風・竜巻などの異常気象やPM2.5など）に関する情報収集と発信に努める。
- ④ 高齢社会への対応
 - 介護・福祉・医療制度、終の棲家など、その仕組みや施設の内容を調査するほか、成年後見制度をはじめ、遺言や遺産相続などの法的内容を調査し、情報発信を進める。
- (2) アンケート調査の実施
 - 講座や講習会など、機会を捉えてアンケート調査を実施し、消費者ニーズの把握とともに、事業活動への反映に努める。

4 各部共通

- (1) 消費者への情報提供と啓発活動
 - 消費生活アドバイスセンター展示室の常設展をはじめ、消費者月間啓発パネル展や「消費者の日」における街頭啓発のほか、「消費者川柳かるた」の活用(貸与・提供)による消費者意識の高揚と啓発に努める。
 - 第8回消費者川柳の公募を行い、消費者啓発の効果的な推進を図る。
- (2) みんなの消費生活展
 - 帯広市と共催し、協会の三部連携による消費生活展を実施する。
- (3) 会員拡大の取組み
 - 企画部を中心に三部が連携し、会員拡大策について検討する。
- (4) 消費生活相談
 - 相談者からの直接相談に対して適切なアドバイスを行う。
- (5) 「帯広市犯罪のない安全なまちづくり推進連携会議」の構成員として関係団体と連携し、消費者被害の未然防止を進める。
- (6) 十勝消費者大会の参加
 - 浦幌消費者協会の主管開催(7月7日:浦幌町コスミックホール)となる同大会に参加するとともに、多くの会員に参加周知を図る。
- (7) 諸事業の参加
 - 北海道消費者大会等への積極的な参加を進める。
- (8) 帯広市からの受託業務(帯広市消費生活アドバイスセンター業務)
 - ① 相談体制の充実
 - ② 弁護士等専門家の活用による相談機能の充実
 - ③ 消費者相談業務の適正かつ効率的運営
 - ④ 関係業界等との意見交流会への参加
 - ⑤ 相談員の研修の実施
 - ⑥ アドバイスセンター展示室による消費者啓発の実施

- ⑦ 消費者講座(小・中学校をはじめ、世代別消費者教育講座のほか、教員向け講座)の推進
- ⑧ 十勝消費者協会連合会との併催による地産地消セミナーの実施

5 魅力あふれる協会づくり

- (1) 新たなホームページや機関紙等のほか、ソーシャルネットワークサービス(SNS)などを効果的に活用し、時代に即した的確かつ迅速な情報伝達をもって協会活動の活性化に資する。
- (2) 帯広市消費生活アドバイスセンターの展示機能の充実に努め、市民をはじめ、会員に向けて事業周知を図る。
- (3) 会員向けの還元事業を企画・実施するほか、新規会員には「エコバッグ」と手引本「くらしの豆知識」を入会特典として贈呈し、会員の拡大を図る。
- (4) 今年度からスタートする協会内の新たな三部体制と班体制による事業の取組みにより、市民における協会活動の理解の促進と魅力の向上に繋げる。
- (5) 「活性化プラン」の計画的な推進のほか、平成29年度が協会の一般社団法人化6年目を迎えるにあたって、協会が所管する諸規定について総点検と見直しを行い、事業の円滑化と魅力化に努める。

6 第48回みんなの消費生活展

消費者啓発と帯広消費者協会活動の市民周知を図るため、生活展プロジェクト会議を編成するとともに、全体テーマと協会各部の取組みテーマを設定し、帯広市と共催して開催する。

- 開催日・場所：平成29年9月15日(金)～16日(土)・とかちプラザ

7 帯広市からの受託事業

「帯広市消費生活アドバイスセンター」運營業務(消費者行政推進事業補助対象を含む。)を受託して執行する。

- 帯広市消費生活アドバイスセンター運營業務

消費生活相談、消費生活の啓発・展示、消費者教育の推進、地域消費者講座、消費生活に係わる各種資料の収集及び情報提供のほか、相談員等のスキルアップ研修などを行う。

また、消費者行政推進事業補助を活用し、相談員等の雇用による相談体制の充実に努めるとともに、無料弁護士相談会の開催を通じて消費者問題の解決に努める。

更に、地域消費者講座をはじめ、高齢者等被害防止セミナーや地産地消に関するセミナー等を開催し、世代別の消費者教育の拡充を図るほか、小・中学校

教員向け教育講座を実施する中で、消費者教育に係わる人材の育成を進める。

8 十勝消費者大会

第42回十勝消費者大会（浦幌消費者協会主管）に参加し、消費者活動の充実と消費者啓発及び消費者の自立推進に努める。

- (1) 開催日 : 平成29年7月7日(金) 10:00～・開始
- (2) 開催場所 : 浦幌町コスミックホール（浦幌町字本町100番地）

9 北海道消費者大会

第54回北海道消費者大会に参加し、道内の消費者協会との連携と情報交流を深める。

- (1) 開催日 : 平成29年9月7日(木)
- (2) 開催場所 : かでる2・7（札幌市中央区北2条西7丁目）